

霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例の制定について

霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 18 日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市公共下水道排水区域外からの使用取扱に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、受益者が、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により本市が告示した下水を排除すべき区域（第 7 条において「供用開始区域」という。）以外の区域から本市の公共下水道の排水設備に汚水を排除すること（以下「区域外流入」という。）の取扱いについて、下水道法及び霧島市公共下水道条例（平成 17 年霧島市条例第 282 号。以下「下水道条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「受益者」とは、区域外流入をする土地（以下「受益地」という。）の所有者（当該土地が地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のため設定された地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっている場合は、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人）をいう。

(区域外流入に係る要件)

第 3 条 区域外流入は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ行うことはできない。

- (1) 受益地が公共下水道の設置された道路に接し、又は近接し、かつ、自然流下が可能であるとき。
- (2) 市長が特に必要であると認めたとき。

(許可申請)

第4条 区域外流入をしようとする受益者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、前条の規定により許可を受けた受益者に対し、分担金を賦課し、これを徴収するものとする。

2 市長は、次条の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日等を当該受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたとき、又は市長が特別に必要と認めたときは、この限りではない。

(分担金の額)

第6条 前条第1項の規定により受益者が負担する分担金の額は、単位分担金額（区域外流入をさせる排水設備が属する霧島市公共下水道事業受益者負担金条例（平成17年霧島市条例第283号。以下「負担金条例」という。）別表左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額をいう。）に受益地の面積を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する受益地の面積は、公簿による。ただし、公簿により難いとき、又は市長が必要と認めたときは、実測その他の方法によることができる。

(負担金の不徴収)

第7条 前条の規定により分担金を納付した受益者の受益地が供用開始区域に含まれることとなったときは、当該土地については、負担金条例による受益者負担金は徴収しない。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 第4条の規定による許可を受けた日以後に受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者が従前の受益者の地位を承継するものとする。この場合において、第6条第1項の規定により定められた分担金の額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の納付者が納付するものとする。

(準用)

第9条 分担金の徴収猶予及び減免並びに受益者が第5条第2項の納付期日までに分担金を納付しない場合における督促及び延滞金の徴収については、負担金条例第7条及び第8条並びに第10条及び第11条の規定を準用する。この場合において、同条例第7条、第8条、第10条及び第11条中「負担金」とあるのは「分担金」と、同条例第11条第1項中「第6条第3項」とあるのは「第5条第2項」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に第4条に規定する許可を受けようとする者について適用する。

(提案理由)

公共下水道の供用開始区域以外の区域からの流入について、現行の使用者協力金制度から分担金制度に移行するため、本条例を制定しようとするものである。